

東日本本部
規約集

(附・国鉄労働組合選挙規則 外)

1997年10月

国鉄労働組合東日本本部

規約集目次

1. 国鉄労働組合宣言・綱領	3
2. 国鉄労働組合東日本本部規約	5
3. 東日本本部旅費規則	25
4. 東日本本部会社別協議会規則	29
5. 東日本本部職能別協議会規則	33
6. 東日本本部青年部規約 他	37
7. 国鉄労働組合婦人部規約（設置要綱）	43
8. 国労家族会東日本連合会規約	47
9. 国鉄退職者組合「東日本連絡会」会則	49
10. 国鉄労働組合選挙規則	51
11. 国鉄労働組合議事規則	59

宣 言

戦禍に荒らされた祖国日本は、深刻なる経済危機の中にあって働く者の生活は闇とインフレのため破滅の寸前におかれている。

わが国の労働組合は、一年有余の試練を経て偉大なる成長をとげ破滅のふちにある日本を救うため、今や一大躍進の時期に直面するに至った。われわれ労働者こそ産業復興の先頭に立ちその主導性を確保しなければ民族の危機を救うことができない。今こそ全日本の労働階級は、強固なる団結とあふれる同志愛をもって一切の封建的しこくを打破し、経済復興の中核となり平和日本建設に邁進しなければならない。

国鉄労働組合総連合会は結成以来1年3カ月、三次にわたる闘争を経て団結の基礎を固めてきたが、今や発展的に単一組織へ移行し、60万のゆるぎない同志的結合をもって、歴史的な第一歩をふみ出すものである。

われわれは強固なる団結の下、祖国再建のため全日本労働者の前衛となって、組合運動の発展と日本の徹底的民主化を勇敢に推進せんことを宣言する。

1947年6月5日

国鉄労働組合結成大会
(連合体より単一体移行時)

綱 領

1. われわれは、労働者階級の団結した力によって、生活と権利を守り、労働条件を改善するために闘う。
これらの闘いを通じて、資本主義社会が労働者の搾取を強めるものであることを認識し、われわれは、労働者階級の解放をめざして闘う。
2. われわれは、人たるに値する生活ができるような賃金の確保、健康を守り文化を享受しうる労働時間の短縮と休日の増加、人間らしく安全に働ける職場の諸条件の確立、働けるあいだの雇用の安定と退職後の生活の保障をめざして闘う。
3. われわれは、労働者の生存権を守り、人間としての尊厳を維持するために、団結権、団体交渉権、争議権に対する法律上の制限・禁止を撤廃させ、政府・資本の側の不当な弾圧、干渉を排して、労働基本権の確立をはかるために闘う。
4. われわれは、国鉄経営の民主化をはかり、すべての国民の社会的権利としての交通を守り確立するために闘う。
5. われわれは、産業や国籍のいかんをとわず、労働者として、資本主義の害悪を排除するために、職場に労働運動を定着させ、産業別労働組合の組織化を達成する。また、国内組織を統一し国際連帯を強化する。
6. われわれは、闘うすべての労働者とともに勤労国民の中核となって、全国全産業一律の最低賃金制確立、高齢者・失業者・傷病者・心身の不自由者にたいする所得保障の充実、医療・環境・教育・交通の諸分野の改善、税制の民主化、物価の安定など、生活を安定させる民主的の制度をめざして闘う。
7. われわれは、基本的人権、ことに思想・信条、政治活動、集会・結社・表現の自由に対する不当な弾圧、干渉を排除し、人間としての真の自由を確立し、平和で民主的な生活を守るために闘う。
8. われわれは、すぐれた文化的遺産を尊重するとともに、働く者の個性にみちた創造的な文化をつくりあげるために闘う。また、資本主義の虚偽の宣伝と闘い、社会の真実を明らかにし、自覚的な団結を強めるために、みずからの教育と学習につとめる。
9. われわれは、戦争に反対し、アジアと世界の完全な平和をめざして闘う。
10. われわれは、労働組合の当面する課題である改良闘争をつみあげるとともに、労働者とすべての勤労国民に共通する政治的課題と闘うための統一戦線の有力な一翼であることを自覚して闘う。
その目的を達成するために、社会主義政党との緊密な協力関係をつくり、すべての民主勢力と共闘を推進しながら闘う。

国鉄労働組合東日本本部規約

国鉄労働組合東日本本部規約

目 次

第1章 総 則	7
第2章 組 合 員	7
第3章 組 織	9
第4章 機 関	11
第1節 東日本本部大会	11
第2節 東日本本部委員会	13
第3節 東日本本部執行委員会	14
第5章 役 員	15
第6章 顧問、書記、職員	16
第7章 同盟罷業	17
第8章 会 計	17
第9章 会計監査	18
第10章 救済と救援	18
第11章 他団体への加入又は脱退	18
附 則	19
規約附属書	20
国鉄労働組合名簿（写）および加入届等の様式（写）	22

第1章 総 則

第1条（制定の根拠）

この規約は、国鉄労働組合格約第6条に基づき制定する。

第2条（名称と事務所）

この組合は、国鉄労働組合東日本本部（以下、「東日本本部」という）とい
い、事務所を東京都港区新橋5丁目15番地5号、交通ビル内におく。

第3条（目 的）

この組合は、組合員の団結した力により、組合員の生活と地位の向上を図る
と同時に、鉄道運輸産業及び関連企業の民主化と日本の平和を守ることを目的
とする。

第4条（事 業）

この組合は、目的達成のため、次の事業をおこなう。

1. 労働条件の維持改善に関すること。
2. 福利厚生に関すること。
3. 教養文化の向上に関すること。
4. 他団体との協力に関すること。
5. その他、組合の目的達成に必要なこと。

第5条（組合員）

この組合は、組合員名簿に登録された者をもって組織する。

但し、労働組合法第2条第1号に定めた「者」の名簿登録は認めない。

第2章 組 合 員

第6条（組合員と特別組合員の資格）

組合員となる者は、別に定めた書面に自筆で署名し、地方本部に届け出て組
合員名簿に登録される。何人も、いかなる場合においても人種、宗教、性別、
門地、又は身分によって組合員たる資格を奪われない。

2. 組合員名簿は、支部・分会に備え付けると同時に、その正本を地方本部に保管する。

3. 組合に特別組合員をおくことができる。

特別組合員の権利と義務は、国鉄労働組合の定めるところによる。

第7条（脱退）

組合を脱退する者は、別に定める書面に自筆で署名し、その理由を明らかにして申し出て、組合の承認をうける。

2. 前項の定める脱退の申出書は、所属の機関を経由して地方本部に提出し、地方本部執行委員会の承認をうけなければならない。

3. 脱退は、組合の承認があったときにその効力を生ずる。

この場合の期間は1か月以内とする。

第8条（脱退と組合財産）

脱退の承認を受けたもの、又は組合から除名された者は、組合に対して、既に納入した組合費及び一切の組合財産の返還又は分与を請求することはできない。

第9条（権利と義務）

組合員はすべて、次の権利を有し、義務を負う。

(1) 大会代議員は、委員及び役員を選挙し、選挙されて就任すること。

(2) 組合のすべての問題に参与する権利と、組合員としての均等の取り扱いを受ける権利。

(3) 組合機関の決定に従うこと。

(4) 組合費を納入すること。

第10条（処分）

組合員が次の一つに該当する行為をおこなったときは処分される。

(1) 組合員としての体面を著しく汚したとき。

(2) 組合の目的に著しく違反した行為を行ったとき。

(3) 組合員としての義務に違反する行為をおこなったとき。

2. 前項各号に該当する行為のあったときは、別に定める査問委員会規則により厳正に調査を行い、その答申に基づき大会で決める。

この場合除名は出席代議員の3分の2以上、その他の処分の場合は過半数の

同意を必要とする。

3. 東日本以下の処分は、東日本本部大会又は各々の地方本部大会で決める。この決定に異議ある当事者は、国鉄労働組合全国大会に再審査請求をすることができるが、処分の効力は、地方本部以下の役員を含む組合員の処分の場合はその地方本部大会での決定により発生し、東日本本部役員の場合は東日本本部大会での決定により発生する。

4. 処分は次のとおりとする。

(1) 除名。

(2) 組合員権3年以内の停止。

(3) 組合員権の一部3年以内の制限。

第11条（処分に関する措置）

処分は東日本本部若しくは地方本部以外では行うことは出来ない。

2. 機関役員に対する処分は、その役員が地方本部以下の機関に属している場合は地方本部に、東日本本部以上の機関に属している場合は東日本本部若しくは国鉄労働組合本部に上申する。

3. 下部機関が本部機関の意に反した執行を行い、組合の利益に重大な支障を与えると判断される場合、東日本本部執行委員会は、正当な機関運営を行わせるための必要な措置をとることができる。この措置は東日本本部執行委員会以外に行えない。

第12条（組合員の訴訟を行使する権利）

この組合は、組合員と会社側又は第三者との訴訟、調停、申立て、申請その他裁判上の係争について組合員の利益を擁護するため、組合の名において会社側又は第三者に対して、この組合員の権利を行使することができる。

第3章 組 織

第13条（組織の範囲）

東日本本部は、東日本旅客鉄道株式会社の主たる営業範囲内に在る旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、鉄道基幹通信株式会社、鉄道情報システム株式会社、財団法人鉄道総合技術研究所、新幹線鉄道保有機構、日本国有鉄道清算事業団及び関連企業のすべての事業所等を範囲とする。

第14条（構成の基本）

東日本本部は、第5条、第6条及び第13条に定める組合員によって組織された地方本部及び組合員によって構成する。

第15条（地方本部）

東日本本部に、地方本部をおく。

2. 地方本部は、原則として、東日本旅客鉄道株式会社の地方における団体交渉単位毎に設け、中央本部及び東日本本部の指令し指示する事項の執行、及び各々の地方における特殊な問題についての指令権をもつ決議執行の機関とする。
3. 設置場所は別に定める。

第16条（支部・分会・班）

地方本部に支部をおく。支部は、原則として、都県別又は地域毎に設け、団体交渉単位とし、決議執行の機関とする。

2. 支部に分会をおく。分会は、原則として、事業所及び地域毎に設け、団体交渉単位とし、決議執行の機関とする。
3. 分会に班をおくことができる。班には、交渉権を付与することができる。班の設置基準は地方本部できめる。

第17条（協議会等の設置）

東日本本部に、次の協議会をおくことができる。

1. 東日本本部に関東協議会及び東北協議会をおく。
2. 一都県に二つ以上の地方本部又は支部・分会が在る場合は、都県別協議会を設けることができる。
3. 組合の補助機関として、旅客鉄道株式会社以外の国鉄承継法人毎および関連企業と自動車事業本部に対応して、各々に東日本協議会を設ける。この各東日本協議会の運営等は別に定め、さらに関東及び東北を単位にブロック協議会をおくことができる。
4. 組合の諮問機関として、職能別協議会を設けることができる。

職能別協議会の設置要綱は別にさだめる。

第18条（青年部、婦人部）

東日本本部に、青年部及び婦人部をおく。
設置要綱は別に定める。

第4章 機 関

第19条（機 関）

東日本本部に次の機関をおく。

1. 大 会
2. 委 員 会
3. 執行委員会

第20条（会議の成立と議決）

会議は、すべて、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができず、議事は、特別の定めのないかぎり過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第21条（機関の義務）

本規約第15条、第16条、第17条及び第18条に定める各級の決議執行の機関と組織は、東日本本部大会で決定された方針を実践しなければならない。

2. 東日本本部大会で決定した方針に反する各級機関と組織の決定は、すべて無効とする。
3. 各級機関と組織は、東日本本部の承認がなければ、解散することはできない。

第1節 東日本本部大会

第22条（大 会）

東日本本部大会は、東日本本部における最高決議機関であって、東日本本部大会代議員、特別代議員および東日本本部役員で構成し、毎年7月、東日本本部執行委員長が招集し、開催する。

2. 臨時大会は、東日本本部執行委員会が必要と認めるとき、もしくは東日本本部委員会の決定又は、東日本本部大会代議員の3分の1以上の要求のあった場合、東日本本部執行委員長が招集する。
3. 臨時大会は、開催要求が出されてから1か月以内に開催しなければならない。
4. 東日本本部大会の議長・副議長は、東日本本部大会代議員の互選により選出する。大会運営は国鉄労働組合議事規則を準用する。

第23条（代議員の選出）

東日本本部大会代議員は、国鉄労働組合選挙規則にもとづき、組合員の直接無記名投票により選出するが、その比率は地方本部毎を基準とすることを原則に、組合員150名につき1名とし、端数75名以上は1名を加える。

2. 本規約第17条第2項及び第3項の定めに基づく各協議会の指名する代表各1名及び東日本本部青年部常任委員、婦人部常任委員を特別代議員とする。

特別代議員は、発言権のみ有し、議決権は有しない。

3. 大会代議員の任期は、組合員の直接無記名投票によって選出され、当選を確認されてから、次年度の大会代議員が選出されるまでの間とする。

第24条（大会の決議事項）

次の事項は大会で決めなければならない。

1. 運動方針
2. 予算と決算
3. 東日本本部役員と東日本本部委員の選出
4. 労働協約の締結に関する事項
5. 組合員の統制に関する事項
6. 同盟罷業の行使に関する事項
7. 組合基金の繰り入れ、取崩し
8. 闘争基金の収支
9. 1件5,000万円以上の臨時支出
10. 1件1,000万円以上の資金を必要とする事業の経営
11. 1件2,000万円以上の資産の処分
12. 1件1億円以上の貸付金及び借入れ金
13. 他団体への加入又は脱退
14. その他重要な事項

但し、第6項については別に定めたところによる。

第2節 東日本本部委員会

第25条（委員会）

東日本本部委員会は、東日本本部大会につぐ決議機関で、東日本本部委員、特別代議員および東日本本部役員とによって構成し、年に1回以上、東日本本部執行委員長が招集する。

2. 臨時委員会は、東日本本部執行委員会が決定したとき、もしくは東日本本部委員の3分の1以上の要求のあったとき、執行委員長が招集する。
3. 東日本本部執行委員会が必要と認めたときは、拡大委員会として委員会を開催することができる。

拡大の範囲については、その都度、執行委員会で決める。

第26条（委員の選出）

東日本本部委員は、東日本本部大会の際、地方本部毎を原則とする単位毎に、組合員500名につき1名とする比率で大会代議員の直接無記名投票により選出し、端数250名以上は1名を加える。

但し、500名に充たない地方の委員数は、1名とする。

2. 委員の任期は、大会で選出されてから、次年度の大会代議員が選出されるまでの間とする。
3. 委員に欠員が生じたときは、東日本本部執行委員会の指令により、当該地方本部は東日本本部大会代議員の中から補充しなければならない。

但し、補充により委員となった者の任期は、前任者の残りの期間とする。

第27条（決議事項）

次の事項は、大会から大会までの間、委員会で決めなければならない。

1. 疑義を生じた規約の解釈
2. 労働協約の締結に関する事項
3. 補正予算
4. 事業の経営
5. 1件2,000万円以上の臨時支出
6. 1件1億円未満の貸付金及び借入れ金
7. 債務の保証及び担保提供

8. 臨時組合費等の徴収
9. その他重要事項

第3節 東日本本部執行委員会

第28条（執行委員会）

東日本本部執行委員会は、中央執行委員会が指令し指示する事項を執行するとともに、東日本本部大会及び東日本本部委員会の決議を執行するほか、次の事項について取り扱い、その処理について東日本本部大会及び東日本本部委員会に責任を負う。

- (1) 緊急事項の処理
- (2) 東日本本部大会及び委員会の決議の範囲内で、同盟罷業を含む闘争手段を決定し、指令すること。
- (3) 東日本本部のエリア内における統一要求及び政策の提起と統一対応、統一闘争の指導をすること。
- (4) 旅客鉄道株式会社及び全国一社の国鉄承継法人の対応する支社及び関連企業との団体交渉と、合意に達した場合の協約協定の調印をすること。

但し、団体交渉権については、実状に基づき、地方本部等に委譲することができる。

- (5) 管内の各地方本部間の連絡、調整、指導及び、各地方本部・支部組織等の状況把握並びに情宣活動を行うこと。
- (6) 共闘組織等との連帯、協力に関すること。
- (7) 闘争費用の不足が生じた場合に、各地方本部に費用の納付を指令すること。
- (8) 役員及び組合員が、機関の決定を履行すること及び義務の履行を怠り、組合の利益に重大な影響を与えた場合の統制処分を東日本本部大会又は委員会に要求すること。
- (9) 前項の統制処分が決定されるまでの間、緊急事項として、組合の利益を守るための必要な措置を決定し、執行すること。
- (10) その他必要な事項。

但し、同盟罷業の実施については、中央執行委員会の承認を得なければな

らない。

2. 東日本本部執行委員会の議長は、東日本本部執行委員長があたる。
3. 第1項(8)号の統制処分については、別に定めるところによる。

第29条（専門部）

東日本本部に、執行委員会の決議により、必要な専門部をおくことができる。

第30条（闘争委員会）

紛争解決のために、同盟罷業権の行使が不可欠と判断される場合はあらかじめ、東日本本部大会又は委員会の決議により、闘争委員会を設置することができる。

闘争委員会の運営については、中央闘争委員会規則を準用する。

第31条（戦術委員会）

東日本本部執行委員会は、運動の指導・調整と戦術判断を行うため、必要により諮問機関としての戦術委員会を置くことができる。

2. 戦術委員会は、東日本本部及び各地方本部役員の中から東日本本部執行委員会が指名し、構成する。
3. 東日本本部戦術委員会の委員長は、東日本本部書記長があたり主宰する。

第5章 役員

第32条（役員）

東日本本部に次の役員をおく。

執行委員長	1名
執行副委員長	若干名
書記長	1名
執行委員	若干名
青年部長	1名
婦人部長	1名
会計監査員	若干名

執行副委員長、執行委員及び会計監査員の数は、その都度、大会で決める。

2. 国鉄承継法人等との団体交渉等の必要により、交渉委員及び特別執行委員をおくことができる。

第33条（役員の任務）

役員は機関の決定に従い、次の任務を遂行する。

- (1) 執行委員長は、東日本本部を代表する。
- (2) 執行副委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときは代理する。
- (3) 書記長は、執行委員長を助け業務を掌る。
- (4) 執行委員は、業務を執行する。
- (5) 会計監査員は、規約第45条、第46条、第47条及び国鉄労働組合同規約第54条により、会計を監査する。
- (6) 特別執行委員の任務と権限については、執行委員会で決める。

第34条（役員の選出）

役員は、東日本本部大会において、東日本本部所属の組合員の中から、大会代議員の直接無記名投票で選出する。

2. 交渉委員及び特別執行委員については、執行委員会の決議により選出する。
3. 青年部長および婦人部長は、規約第18条に定めた設置要綱により選出する。

第35条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、大会で改選する。

但し、再選は妨げないが、交渉委員及び特別執行委員については、執行委員会が必要と認める期間とする。

2. 欠員補充によって就任した者の任期は、前任者の残りの期間とするが、前任者は退任の場合でも後任の決まるまでは業務を執行する。
3. 組合を代表する者に事故があるとき執行委員会は、執行委員長代行を決めなければならない。

第6章 顧問、書記、職員

第36条（顧問）

組合に顧問をおくことができる。

顧問の委嘱は別に定める規則による。

第37条（書記・職員）

組合に、書記・職員をおくことができる。

書記・職員については、国鉄労働組合本部の定めによる。

第7章 同盟罷業

第38条（同盟罷業）

同盟罷業の行使は、組合員又は組合員の直接無記名投票によって選挙された代議員の直接無記名投票による、組合員総数又は代議員定数の過半数の賛成を得なければならない。

第39条（地方における同盟罷業）

地方等における同盟罷業の行使については、各々の機関毎に、その組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の賛成を得なければならない。

但し、各地方本部は、管内での同業罷業権の行使については、すべて、東日本本部の承認を得なければならない。

第8章 会計

第40条（経費）

東日本本部の経費は、国鉄労働組合本部からの交付金、その他である。

第41条（事業資金の運用）

東日本本部の事業資金は、東日本本部の出資または借入金によることができる。但し、事業を行うときは特別会計を設ける。

第42条（会計の処理）

東日本本部の資産の管理または処分は、それぞれの機関の決議を得て東日本本部執行委員長が行う。

第43条（会計年度）

東日本本部の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第44条（会計規則）

その他会計に関する事項は、国鉄労働組合同規約に定めるところによる。

第9章 会計監査

第45条（会計監査）

会計監査員は、一切の東日本本部会計にかかわる出納に関し、通常年2回以上期日を定めて監査し、その結果を組合員に報告するとともに東日本本部大会に報告する。

第46条（臨時監査）

東日本本部大会もしくは、東日本本部委員会が監査を要求したときは臨時に行わなければならない。

第47条（公認監査と公開の原則）

すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員が委嘱した職業的に資格がある会計監査員による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表しなければならない。

第10章 救済と救援

第48条（犠牲者救済と業務上過失事故救援）

東日本本部は犠牲者の救済と業務上過失事故の救援のため、中央執行委員会の指示により基金を積み立てる。

但し、その運用については、国鉄労働組合の定めによる。

第11章 他団体への加入又は脱退

第49条（県評等への加盟）

各地方本部・支部又は分会は、対応する地県評又は地区（方）労に加盟しなければならない。

第50条（他団体への加入又は脱退）

東日本本部として、或いは関東及び東北のブロックとしての共闘などへの加入及び脱退については、東日本本部大会で決定し、各々の地方組織への加入又は脱退については、それぞれの相当する大会で決める。

この場合、地方における共闘組織などへの加入又は脱退については、東日本

本部へ報告し、承認を得なければならない。

附 則

第51条（規約の準用）

この規約に定めのない事項については、国鉄労働組合同規約に準ずる。

第52条（規約の改正）

この規約は東日本本部大会において、大会代議員の直接無記名投票による代議員定数の3分の2以上の同意を得なければ、変更することはできない。

第53条（大会代議員及び委員会委員の数の決定基準）

この規約に定める大会代議員及び委員会委員の数の決定基準は、前年4月1日以降、当年3月末日までの組合費納入人員の平均の組合員とする。

第54条（各級機関の規約の制定）

地方本部及び各協議会、青年部・婦人部などの各級機関と組織は、この規約に反しないかぎり、自主的に規約を設けることができる。

この場合は、東日本本部に届けなければならない。

第55条（交渉委員）

東日本本部から選出される組合側交渉委員は、組合機関に出席し発言することができる。

2. 東日本本部から選出される組合側交渉委員は、組合機関の決定に従わなければならない。

第56条（効力の発生）

この規約は、1987年9月29日から施行する。

第1回、1988年8月7日 一部改正。

第2回、1989年9月14日 一部改正。

第3回、1990年9月7日 一部改正。

第4回、1991年10月5日 一部改正。

第5回、1992年9月21日 一部改正。

第6回、1995年8月30日 第2条事務所の移転に伴う住所を変更。

第7回、1996年9月2日 一部改正。

規約 附属書

[地方本部の設置箇所]

- i. 国鉄労働組合同規約第7条及び同東日本本部規約第15条に基づき、地方本部の設置箇所は東日本旅客鉄道会社の機構に対応する主たる地方の団体交渉単位として、次のとおりとする。

盛岡	旧盛岡鉄道管理局管内の業務機関	
仙台	旧仙台	〃
秋田	旧秋田	〃
新潟	旧新潟	〃
高崎	旧高崎	〃
水戸	旧水戸	〃
千葉	旧千葉	〃
東京	旧国鉄本社及び附属機関を含む旧東京北、南及び西各鉄道管理局の管内と東海道線熱海駅以東の東海旅客鉄道会社の業務機関及び旧中部自動車局のうち東日本旅客鉄道会社に移行された業務機関	
長野	旧長野鉄道管理局管内のうち東日本旅客鉄道会社に移行した業務機関	

2. 各地方本部の事務所については、各地方本部において決める。
3. この附属書は、1987年9月29日から施行する。
4. 1991年10月5日、1項を次のとおり改正する。

盛岡	盛岡支社管内の業務機関	
仙台	東北地域本社管内の業務機関	
秋田	秋田支社管内の業務機関	
新潟	新潟	〃
高崎	高崎	〃
水戸	水戸	〃
千葉	千葉支社管内の業務機関	
東京	本社及び附属機関を含む東京地域本社管内の業務機関	
長野	長野支社管内の業務機関	

を原則にする。